

特別養護老人ホーム とわの郷 利用料金表 1か月(30日)の概算

要 介 護	介護保険負 担限度	①施設 サービス費 (日額)	②住居費 (日額)	③食費 (日額)	④施設利用料 300円(日額) 出納管理費 100円 日用品費 150円 教養娯楽費 50円	(①+②+③+④)×30日 1ヶ月(30日)あたりの総額 ※負担割合は介護保険負担割合証をご確認ください		
						1割負担	2割負担	3割負担
1	第2段階	700円	880円	390円	300円	68,100円		
	第3段階①		1,370円	650円		89,700円		
	第3段階②		1,370円	1,360円		111,900円		
	第4段階		2,500円	1,600円		153,000円	174,000円	195,000円
2	第2段階	773円	880円	390円	300円	70,290円		
	第3段階①		1,370円	650円		92,790円		
	第3段階②		1,370円	1,360円		114,090円		
	第4段階		2,500円	1,600円		155,190円	178,380円	201,570円
3	第2段階	851円	880円	390円	300円	72,630円		
	第3段階①		1,370円	650円		95,130円		
	第3段階②		1,370円	1,360円		116,430円		
	第4段階		2,500円	1,600円		157,530円	183,060円	208,590円
4	第2段階	925円	880円	390円	300円	74,850円		
	第3段階①		1,370円	650円		97,350円		
	第3段階②		1,370円	1,360円		118,650円		
	第4段階		2,500円	1,600円		159,750円	187,500円	215,250円
5	第2段階	997円	880円	390円	300円	77,010円		
	第3段階①		1,370円	650円		99,510円		
	第3段階②		1,370円	1,360円		120,810円		
	第4段階		2,500円	1,600円		161,910円	191,820円	221,730円

⑤ 各加算【日額】 ※介護保険負担割合が2割の方は概ね2倍、3割の方は概ね3倍となります。

◇ 施設体制加算

個別機能訓練加算Ⅰ	12円	夜勤職員配置加算Ⅱ2	18円
個別機能訓練加算Ⅱ(月1回)	20円	日常生活継続支援加算2	48円
看護体制加算Ⅰ2	4円	科学的介護推進体制加算Ⅱ(月1回)	52円
看護体制加算Ⅱ2	8円	精神科医療養指導加算	5円
常勤専従医師配置加算	26円	協力医療機関連携加算(月1回)	52円

◇ 個別加算(利用者の状況によります)

初期加算	31円	経口移行加算	29円
安全対策体制加算(1回)	20円	経口維持加算Ⅰ(月額)	418円
外泊時費用	257円	経口維持加算Ⅱ(月額)	104円
療養食加算(1回の食事 約6円)	18円	口腔衛生管理加算Ⅱ(月額)	114円
若年性認知症利用者受入加算	125円	看取り介護加算Ⅱ1 死亡日以前31日以上45日以下	75円
退所前訪問相談援助加算(1回)	480円	看取り介護加算Ⅱ2 死亡日以前4日以上30日以下	150円
退所後訪問相談援助加算(1回)	480円	看取り介護加算Ⅱ3 死亡日前日及び前々日	815円
退所時相談援助加算(1回)	418円	看取り介護加算Ⅱ4 死亡日	1,651円
退所前連携加算(1回)	522円	再入所時栄養連携加算(1回)	209円
配置医師緊急時対応加算(1回)	339~1,358円		

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 月の総単位数×14%×10.45円の1割

### 特別養護老人ホームの施設サービスを利用した場合の費用の支払い

特別養護老人ホームに入居した場合はサービス費用の1割～3割の自己負担、住居費、食費、施設利用料が自己負担となります。

### 介護保険負担割合

サービス費は、1割～3割（一定以上所得者）の自己負担となります。

負担割合の要件は下表のとおりとなります。

負担割合	本人の合計所得金額等
1割負担	160万円未満 または 住民税非課税の方。64歳以下の方。生活保護を受給されている方。 2割負担および3割負担の要件にあてはまらない方
2割負担	160万円以上 かつ 同世帯65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が1人の場合で 280万円以上、2人以上の場合で合計346万円以上ある方
3割負担	220万円以上 かつ 同世帯65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が1人の場合で 340万円以上、2人以上の場合で合計463万円以上あるかた。

注意「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

### 介護保険負担限度額認定

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と住居費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入居者介護サービス費）。

ただし、下記の全てを満たす方が食費と住居費の負担限度額を認定されます。

- ① 世帯全員が住民税非課税であること。
- ② 申請者本人と同一の世帯に属さない配偶者も住民税非課税であること。

（配偶者とは、事実上の婚姻関係にある者や本人と同一の世帯に属しない者も含みます。）

利用者負担段階	
第1段階	生活保護受給者・本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者
第2段階	住民税非課税で本人の合計所得金額+年金収入額が80万円以下 預貯金要件：単身650万円以下、夫婦1,650万円以下
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等80万円～120万円以下 預貯金要件：単身550万円以下、夫婦1,550万円以下
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等120万円超 預貯金要件：単身500万円以下、夫婦1,500万円以下
第4段階	上記以外の方。住民税課税世帯の方。

年金収入額は、課税年金収入と非課税年金収入（遺族年金・障害年金）の合計額となります。

※この料金表は概算となります。介護保険の端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。

※介護保険法の改正時には変更になる場合があります。